

令和7年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和7年3月10日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	猪谷憲恭君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	山下康行君

監査委員	福地英敏君
監査事務局長	高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 吉岡建二郎議員

7番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2025年第1回定例会において、大綱3点について、市長、教育長に伺います。

大綱の1点目、市政執行方針について伺います。

観光交流について伺います。今年に入ってから、インバウンド観光客が美唄市内に訪れる姿を多く目にすることが増えました。SNS等で本市が大変話題となっており、海外から本市に訪れた方が増えたと聞いています。大変喜ばしいことだと思います。ただ一方で、私有地に足を踏み入られてしまう方が見受けられたという話も伺っています。受入体制に心配といいますか、少し足りない点があるのかなというところが残る面があったと思います。また、札幌から鉄道を使って、公共交通機関で来られるという方が多かったとも聞いていますが、その際に一部の方が乗り込めなかったとも聞いています。市政執行方針の中で、市長は「インバウンドの受入体制を強化する」と触れておりました。今私が申し上げたような部分、ここも受入体制の強化として必要な面であると考えます。今後に向けてニーズを把握して、海外から来訪された方へ分かりやすい案内を行う。それとまた同時に、公共交通機関、市から要望するなどして必要と思われる体制を作っていただくということを美唄市として図っていくことが必要になるかと思いますが、今年度それについては、実際に1月から来られた方が多くいましたので、どのような対応をされたのかを伺います。また、今回のケースなのですけれども、これが一過性のものとならないようになっていくことが、やはり望ましいところなのかと考えま

す。冬季間だけではなくて、やはり美唄市には様々な魅力がありますので、その魅力を発信して、季節に応じた観光誘致と、それに合わせたインバウンド観光客の受入体制、その強化が必要ではないかと考えますが、市長の考えを伺います。併せて、冬季間の観光ニーズと言うんですか、雪景色を見たり、雪で遊んだりというのが観光ニーズとして高いというのは、間違いのないのではないかと思います。本市は令和9年度にスキー場のリニューアル計画をしております。リニューアルの計画ですけれども、スキー場に関しても、インバウンドの観光客を受け入れる体制、利用してもらうということ、それに向けての強化を計画の中に盛り込んでいくという必要があるのではないかと考えますが、この点についてどのように考えているか、市長に伺います。

次に、地域情報化について伺います。市政執行方針では、「誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」とありました。高齢化率の高い本市において、全ての人がデジタル化のメリットを享受するというのは簡単なことではないと考えます。急速なデジタル化で、一部の市民が取り残されてしまうということはあってはならないと考えます。また、情報格差の解消を図るためにも、使うことができれば必ず大変便利なスマートフォンを利用できるという市民を増やしていくということ、これは非常に大切なことなんだと考えます。地域情報化を進めていく中で、大変重要な課題だと考えますが、市長の考え、この点について伺います。

次に、都市基盤整備についてです。市政執

行方針の中では、「美唄工業高校跡地の団地建設等」と書かれていましたが、市営住宅の建設等ということで、これについて私が読む限りでは、表面的な触れ方だったと感じております。このスケジュールについて、詳細を伺いたいところでしたが、先日の同僚議員からの一般質問の答弁の中で、そちらについては説明をいただき、一定の理解をいたしました。ただ本年度、6年度で予定されていた基本計画は来年度になるということなので、中身としては、あまり納得のいくところではないと言いますか、しっかりとやっていただきたいということです。ただ全体スケジュールとしては変わりなく、市営住宅の供用開始自体は予定どおりという話ではあったのですが、そうであれば、市政執行方針の中で、その点について市長の口からしっかりと説明をなされるべきだったのではないかなと考えています。「継続して協議を重ね、実施に向けて進めてまいります。」これだけでとどめるというのは、具体的な中身をしっかりと市政執行方針でおっしゃっていただければという気持ちがありました。その上で、美唄工業高校跡地、これは市営住宅建設等となっていて、等の部分について、私から伺いたいと思います。基本構想で掲げられている中では、「子育て・市民交流エリア」「商業エリア」等について、庁内検討委員会で検討を進めているとこれまで伺ってきています。この検討について、どのような検討がなされているのか。具体的に私が一番フォーカス立っているところなんですけれども、公民館・市民会館ですとか図書館、こういった老朽化の進んでいる社会教育施設をなるべく近いうちに建替えを行っていく計画を

立てなくちゃいけないと考えているんです。この計画検討の中で、このエリアに市民会館・公民館、図書館といったものの建替えについて議論がなされているのかについて。もちろんここだけではなく、他の部分での検討も進んでいるかとは思うのですけれども、この美唄工業高校跡地に建替えることも十分、一つの選択肢となってくるかと考えますので、この点についての市長の考えを伺います。

大綱の2点目、令和6年度水質検査について伺います。

昨年6月の定例会の一般質問で、私から有機フッ素化合物について質問をいたしました。その際、答弁で「万が一基準値以上の数値が検出された場合には、市民の皆様に周知するのはもちろんのこと、直ちに関係機関へ報告を行い、国や北海道の指導の下、適切に対応をする」と答弁をいただいております。水質検査の中で、こういった有機フッ素化合物の検査まで行われるということで、特に、この間では市民周知がなかったということですから、基準値以下の数値だったものであると考えております。改めて、確認のための質問となるのですけれども、3月の末には市のホームページで、この水質検査の結果を公表されるものと理解をしておりますが、令和6年度の水道事業における水質検査の結果について、特に有機フッ素化合物PFOS、PFOAの数値について伺います。また、今年度の検査では、どの場所で水を採取して、どのように検査を行ったのか。併せて、来年度以降継続して、今年度と同様にPFOS、PFOAの検査が行われていくのかを市長に伺います。

大綱3点目、教育行政執行方針について伺い

ます。

教育長は方針の中で、社会教育施設の充実について触れられており、「公民館・市民会館や南美唄コミュニティセンターなどの社会教育施設については、市民の皆様をはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に使用していただけるよう、指定管理者と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります」と、これだけおっしゃられていた部分になっています。昨年の第1回定例会の際に、私は社会教育施設について質問をいたしました。老朽化した社会教育施設の在り方についての一般質問だったんですが、その際には、「市長部局と連携を図りながら、建替えについての必要な検討を行っていく」と答弁をいただいていた。それを踏まえた上で、特に老朽化の激しい、著しい公民館・市民会館の適切な維持管理について伺います。

令和6年度中に、施設設備のトラブルがあったと伺っています。トラブルはどのようなトラブルであり、どのように対応をされたのでしょうか。また、空調機能が低下し、夏場の利用の際はかなり大ホールが暑く、カビが発生した箇所が見受けられたと認識しています。適切な維持管理を進めていく中で、大変大きな課題なのかと考えておりますが、どのように対応し、どのように維持管理をしていく考えなのでしょうか。また、昨年の私の一般質問からこの1年間で建替え等についての検討、どこまで進んでおり、来年度はどのように検討を進めていく予定なのかを教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) インバウンドの受入体制についてであります。今年の1月中旬か

ら2月上旬にかけて、多くのインバウンド観光客が美唄を訪れており、その主な目的としましては、美唄スノーランドで雪遊び体験をする方のほか、SNSで美唄を知り、雪景色を楽しむ方や雪に覆われている住宅街とともに自身の写真を撮り、SNSで情報発信することなどであります。多くのインバウンド観光客が訪れ経済効果が期待できる反面、何も分からず私有地に入る外国人などが見受けられ、市などに相談をいただいた事例があったことから、美唄を訪れたインバウンド観光客に対し、美唄駅前では注意喚起を促すチラシを配布するとともに、今後のインバウンド観光誘客のためのアンケートを1月29日から2月4日まで7日間実施したところであります。アンケートの内容としましては、「出身地」「どのように美唄を知りましたか」「来訪理由」「美唄で楽しかったことはなにか」「美唄市内での消費額は」の5項目の内容で実施したところであり、アンケートの結果から多くの方が中国系のSNSで美唄の情報を知り、札幌からJRで訪れているということが分かったところであります。このため、美唄警察署、美唄駅、美唄観光物産協会、ステイびばいの関係者との情報交換の場を設け、市内を周遊するインバウンド観光客の現状や関係者、それぞれの共通認識を持ったところであり、引き続き、受入体制の強化と情報共有について連携を図ってまいります。また、来訪者がJRに乗り込めなかったとの情報に関しましては、美唄駅によりますと、きっぷ購入の際、乗り場の混雑で苦労した事例はあるものの、直接の駅員対応により、乗り遅れの事実はなく乗車はできていたとのことですが、インバウンド

観光客だけでなく、市民にも影響が生じているものと考え、北海道や関係者等に対し、インバウンド対策の検討・強化に向けての情報提供や要望なども行ってまいりたいと考えております。

次に、今後のインバウンド観光の取組に向けては、東明公園の桜や宮島沼のマガンのほか、地域資源を活用した自然豊かな魅力的な場所の観光誘致を促進していくため、美唄観光物産協会やステイびばいなどと連携し、日本の文化や歴史の理解をしていただく体験メニューの開発を促進してまいります。また、美唄国設スキー場については、インバウンド観光客を確保するため、令和9年度のリニューアルに向けて、利便性を高めた施設となるよう、計画的に進めるとともに、関係者等と協議しながらしっかり取り組んでまいります。

次に、地域情報化についてであります。デジタル化の推進については、市民の皆様がその恩恵を平等に受けられることが重要であると認識しておりますが、本市は高齢化率が高く、デジタル機器やオンラインサービスの利用に不安を感じる方も少なくないのではないかと考えているところであります。近年、デジタル化の進展に伴い、利便性が向上する一方で、デジタル機器の扱いに不慣れな方々が取り残されることのないよう、適切な対応を行う必要があると考えております。このため、行政サービスのデジタル化に当たっては、これまでにおいても、オンラインによる申込みや届出などの導入を進める一方で、デジタル機器の利用が困難な方のために、従来の窓口対応や電話対応を維持し、デジタルとアナログの両面で対応できる体制を構築すること

で、市民の皆様が利用しやすい仕組みを整えるとともに、不便を感じることはないよう、丁寧なサポートの提供に努めてきたほか、市民周知については、広報紙やホームページ、地デジ広報など、様々な媒体を活用し、情報提供を行ってきたところです。

次に、デジタル・デバイド(情報格差)の解消に向けた取組として、令和4年度より実施している高齢者向けのスマートフォン講習会のほか、本年度におきましては、美唄尚栄高校の生徒さんによる高齢者向けスマートフォン講習会、「のるーと美唄」の実証実験に伴うまちづくり出前講座の実施など、日常生活で役立つ知識やスキルを身につけていただけるよう支援してきたところです。令和7年度におきましては、高校生によるスマートフォン講習会、まちづくり出前講座を継続するとともに、スマートフォンやマイナンバーカードなどを保有していなくても、デジタルの恩恵を受けることが可能となる「書かないワンストップ窓口」の実現のほか、市民の皆様の利便性向上のための基盤となる「美唄市公式スーパーアプリ」の実装、「美唄市公式LINE」の拡充を図ってまいります。

次に、本市におけるスマートフォンの利用率については、今年度を実施した市民アンケートによりますと「スマートフォンを利用しているか」との質問に対して、利用していると回答した方が60歳から64歳で83.9%、65歳以上で65%、「普段から使っているインターネットサービスについて」の質問に対して、「LINE」と回答した方が60歳から64歳で74.2%、65歳以上で46%となっており、他のSNSと比較しても、利用者が多いこと、新

たにアプリの追加を行わずとも、本市を友達登録することで利用できることから、拡充に取り組むこととしたところです。「美唄市公式LINE」につきましては、現在「のるーと美唄」の予約機能のみで運用しているところですが、令和7年度におきましては、リッチメニューの拡充のほか、「事前に登録した個人の属性に基づいたセグメント配信」「チャットボットによる問合せ」「アンケート機能」などの追加を予定しているところであります。デジタルの活用により、市民のサービス向上が図られるとともに、持続可能なまちづくりにつながるものと考えており、今後におきましても「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現を目指し、市民の皆様が安心してデジタル技術を活用できる環境を整えてまいります。

次に、旧美唄工業高校跡地の市営住宅建設等についてであります。旧美唄工業高校跡地に整備する公共施設につきましては、基本構想で掲げている基本理念や上位計画との関連性を意識するとともに、公共施設等総合管理計画の基本方針である「人口規模に見合った施設総量の適正化」を踏まえ、図書館や公民館などの社会教育施設を含めた公共施設の複合化について検討してきたところであります。結果として、庁内検討委員会における公共施設再編案は一定程度まとめたところでありますが、それぞれの施設の課題のほか、整備方法や財源、スケジュールなど、現時点において、まだまだ整理しなければならない課題が残っており、今後とも議論していくこととしております。また、商業エリアにつきましても、現在策定中の中心市街地活性化基本計画での議論を踏まえた検討が必要であるこ

とから、具体的な方向性は導き出していないところであります。いずれにいたしましても、旧美唄工業高校跡地にどのような施設を整備するかについては、今後も全庁的な議論を重ね、課題の整理等を図ってまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の水質検査についてであります。水道法で検査が義務付けられている水質基準項目の51項目に対して、法令等で定められた頻度において検査を実施しております。また、令和6年度からは、国からの指示により、水質基準項目以外のPFOS、PFOAの検査も1年に1回行っているところです。検査結果としましては、全て水質基準に適合し、問題ないとの報告を受けており、PFOS、PFOAの数値につきましても、暫定基準値である50ナノグラム・パーリットル以下に対して、検出されないレベルである定量下限値未満でありました。なお、令和6年度の「美唄市水質検査計画」において実施を行った全ての水質検査結果につきましては、令和7年3月末に、市ホームページで公表する予定となっております。

次に、具体的な検査内容と来年度以降の検査についてであります。PFOS、PFOAの検査内容につきましては、国土交通省と環境省により、令和6年5月29日付け事務連絡により、9月30日の報告期限までに水質検査を実施し、濃度の把握に努めるようにとの通知があったことから、8月1日に美唄浄水場の原水を採取し、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関である株式会社第一岸本臨床検査センターにおいて検査を行ったところであります。また、令和7年1月6日付け事務連絡に

より、国土交通省と環境省から、今後、P F O S、P F O A検査については、水道法に基づく「水質基準項目」に見直す予定であるとの通知があったことから、令和7年度以降も引き続き検査を行っていく考えであり、今後も国の動向を注視し、情報収集を図りながら、適切に対応してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 公民館・市民会館の適切な維持管理についてであります、初めに、令和6年度の施設設備のトラブルにつきましては、昨年の春先に大ホールのトイレが雪解け水などの影響により床に水が1センチメートル程度溜まる箇所が数か所あったため、利用者が滑って怪我をしないよう使用を中止し、事務所側のトイレを使用する対策をとったところであります。その後の対応といたしましては、昨年7月にトイレの排水口増設と階段の浸水個所にスノコを設置したところであります。

次に、夏場の暑さ対策につきましては、令和6年度に冷風機と除湿器を導入し、対応してきたところであり、令和7年度では老朽化した大会議室の冷房設備を改修し、利用環境の向上に努めてまいります。また、美唄市公共施設等個別施設計画における当該施設につきましては、令和13年度からの複合化による建替えの再編方針であり、新施設が完成するまでの間は維持管理が必要と考えております。

次に、建替え等の検討状況につきましては、旧美唄工業高校跡地の整備について、図書館や公民館・市民会館などの社会教育施設を含めた公共施設の複合化を検討してきたところであり、引き続き、市長部局と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えており

ます。

●6番吉岡建二郎議員 市政執行方針について、観光交流については理解をいたします。訪れた方は美唄を楽しみ、再訪したい、他の人にもお勧めをしたいと思っていただけるような受入体制の強化を是非、進めていっていただきたいと思います。

地域情報化については、おおむね理解をいたしました。市政執行方針でもいただいた答弁で触れられていた、美唄市公式スーパーアプリについて、先日の同僚議員からの一般質問への答弁の中でも少しありまして、「地域通貨」機能を実装するといった話があったと記憶をしています。「地域通貨」そのもの自体は非常に良い取組だと個人的には考えているところで、実装されることはいいことだと思うのですが、このアプリの中で実装するという事になれば、現状では市民の間でスマートフォン等のデジタル機器への対応に個人差があります。ですので、スーパーアプリで「地域通貨」の機能を実装するという際には、スーパーアプリを利用されないという方、そういった市民でも「地域通貨」に対応できるような、他の利用方法についても検討すべきかと考えますが、市長の考えを伺います。

水質検査についてです。本市においてP F O S、P F O Aの数値、これは浄水場の原水を採取した結果ということでしたが、基準値以下が検出されないレベルだったということで、一定の安心が得られる検査結果、そしてご答弁だったと思います。また来年度以降も継続して、今度は検査の中の項目に含まれるということですから、P F O S、P F O Aの検査が行われる予定であるということですので理解

をいたしました。一方で、報道等見ますと、全国的には特殊な場所、基地の周辺、駐屯地の周辺といったところで、基準値を超えるP F O S、P F O Aが検出されたという例が見受けられています。本市において、水質検査では水道水の検査であるため、浄水場の原水を検査ということで問題ないかと、この水質検査自体では水道事業のもので問題ないかと考えますが、ただ、南美唄地区には駐屯地があります。この周辺地域の安全性の観点から、この区域でのP F O S、P F O Aの水質の調査実施を検討されてはどうかと考えますが、この点について市長の考えを伺います。

教育行政執行方針について、社会教育施設の充実についてですが、答弁内容は理解できる部分もあります。何度もお話をしてきてますし、話としては分かるんです。ただ、美唄市公共施設等個別施設計画において、令和13年度からの複合化による建替えの再編方針という部分で、新施設が完成するまでは今の施設を維持管理するということで、老朽化した施設建物を維持管理していくということは、ご答弁いただいたように6年度の中でも修繕、環境整備の必要性が発生してきたように、今後もこういった修繕や環境整備が発生していくんだと思います。それをやむを得ないものだと考えるのか、それとも計画として令和13年度からとなっておりますけれども、可能な限り前倒しできるところを前倒して、多額の修繕費や環境整備のための費用を抑える方針で取り組んでいくのか、現状を見詰め直し、適切な議論を行っていくべきだと考えています。どれだけ管理を頑張っている、いつまでも維持できるものではないかと思ひますし、

個人的には以前から一般質問の場で申し上げていとお、建替えを可能な限り早めるということが必要だと考えています。市長にも都市基盤整備についての中で、社会教育施設について伺いましたが、市長部局と連携をして、喫緊の課題であるとの認識で取り組んでいただきたいと思います。また、市政執行方針のほう、これは市長がおっしゃられたことで教育長に聞くことではないかもしれませんが、4の「むすび」の中では、市長は「美唄のミッションは、箱物の建設ではない」とおっしゃっておられましたが、未来に美唄というまちを引き継ぐ中で、老朽化した施設というものをそのままにしておくことはできないと考えます。箱物についても、未来について、必要な対応をしていくということが必要となってくる。それをしなくてはならないというのが実態だと考えます。この点について、社会教育施設についての考え方、改めて伺います。

●市長桜井恒君 「地域通貨」についてありますが、市内での消費を促進し、地域経済や商業振興につながるとともに、持続可能なまちづくりを進める上で必要なものであると考えます。このため、スマートフォンを持たない市民やアプリの利用を希望しない方に対しましても、「地域通貨」が利用できるよう、カード形式などによる運用についても検討を進めてまいります。

次に、南美唄地区の水質検査についてありますが、令和6年度に国土交通省と環境省において調査し、令和6年12月24日に公表された結果によりますと、北海道においては、水道事業及び水道用水供給事業、また専用水道に

において、令和6年度の9月30日時点では、P F O S、P F O Aの暫定目標値を超過した事業者はありませんでした。しかしながら、他の都府県では、駐屯地などがある専用水道において、暫定目標値を超過した事例があるのも事実であります。今後におきましては、情報収集を図りながら、国や他の事業者などの動向に注視し、南美唄地区の検査の必要性を検討してまいります。

●教育長石塚信彦君 公民館・市民会館の適切な維持管理についてであります。これまで公民館・市民会館のみならず、社会教育施設全般を管理する上で、利用者が安全で快適に利用いただけるよう必要な修繕等に努めてきたところであります。公共施設につきましては、美唄市公共施設等個別施設計画の中で再編方針として定めておりますものの、築50年以上が経過し老朽化が著しい当該施設の整備につきましては、喫緊の課題であると認識しているところでありますことから、庁内検討委員会等での議論を深めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員 令和7年第1回定例会におきまして、大綱2点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は防災行政についてです。

本市は、自然災害が少ない場所であり、1年を通して四季の変化を感じながら大変快適に過ごせるのが、この北海道美唄市だと思っております。しかし、突然の停電や地震など、今後その影響が全くないとも限りませんので、防災行政については、万が一のための備えは

必要と思います。

1点目として、新年度は、市民への緊急情報を届けるため、防災無線を整備するお考えを示されておりますが、これはどのようなものなのか。市民にとってどう有用なものなのかをお伺いいたします。

2点目として、以前、市民への緊急情報を伝達するために、FM放送局を開設するという考えもありましたが、これとはどう違うのか。

3点目として、地域における防災体制づくりについて、新年度についてのお考えはどのようなものなのか、市長にお伺いをいたします。

次に、大綱の2点目は教育行政について伺います。

伺いたい点は、通級指導教室の開設についてです。以前から何度か質問をさせていただいております。通級指導教室というのは、通常学級に在籍している児童生徒の中で、学習や生活に何らかの困り事がある場合、その子に応じた支援を行っていく場所、それを通級指導教室と申しますが、通常学級の他に、このような場を設けることで、よりその子に応じた支援を行うことができるのかと思います。それによって本市の教育がより一層、充実したものとなると思います。

そこで1点目として、発達について支援を必要としている児童生徒の現状と課題はどうなっているのか。

2点目として、通級指導教室の果たす役割をどのように考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

●市長桜井恒君(登壇) デジタル同報系防災行政無線についてであります。本システムは、市庁舎と地域住民とを結ぶ無線網で、屋

外スピーカーや戸別受信機を通して市役所から住民等へ音声などで一斉に防災情報や行政情報を迅速に伝えるシステムであります。本システムは、自営の無線網であるため、公衆通信網が途絶えた場合でも使用が可能であり、ネットワーク回線などの利用が集中して混雑するふくそうの危険性も低く、停電しても72時間以上稼働可能な対策を講じており、災害にも強く、災害発生時などの緊急情報を不特定多数の住民等へ伝達する際に有用であります。また、全国でも7割以上の自治体が採用しており、国が主たる災害情報伝達手段に必要としている「PUSH型であること」「一斉に同報するものであること」「情報機器を持たない住民へ伝達できるものであること」「住民に必要な各種情報を伝えられるものであること」「発災前後を通じて、継続して使用できる耐災害性を有していること」の要件を全て満たしているシステムであります。

次に、整備内容についてであります。市役所にモニターやマイクなどの操作卓や無線装置、アンテナを整備し、市内4か所に操作卓から送信された音声など放送するための屋外スピーカーを設置します。また、高齢者等の防災情報が届きにくい方々への告知を補うために戸別受信機100個を整備しようとするものであります。

次に、コミュニティFM放送との相違点がありますが、コミュニティFM放送は地域密着メディアであり、地域情報など独自性を持った番組を放送することができますが、本システムは防災情報と行政情報のみの放送となること、二つ目は、コミュニティFM放送はラジオを保有し、自ら聞こうとしなければ情

報を入手できませんが、本システムは4か所の屋外スピーカーから同時にサイレンや音声等が放送されるため、スマートフォンやラジオを持っていない方でも情報の入手が可能であること、三つ目は、コミュニティFM放送は、機器のメンテナンス等の経費や放送運営事業者への支援などが見込まれますが、本システムは行政が主体となるため放送運営事業者への支援が不要となることなどが、主な相違点であるものと考えているところであります。

次に、地域防災体制の新年度の考え方についてであります。これまで災害情報につきましては、市のホームページや地デジ放送などを活用して住民の皆様に情報発信してきたところであり、令和5年度からは、登録制メールや電話一斉送信システムを整備して、災害情報伝達の充実を図ってまいりました。さらに大災害時等において、住民への災害情報等を確実に伝達するため、令和7年度においてデジタル同報系防災行政無線の整備を行ってまいります。また、出前講座や小中学校等の1日防災学校などを通じて、特に若年層に向けた防災教育を継続するとともに、自主防災組織の設立支援やコミュニティタイムラインの作成支援、さらに、マイタイムラインの作成支援なども継続し、自助・共助のさらなる推進に取り組んでまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 通級指導教室についてであります。初めに、発達について支援を必要としている児童生徒の現状と課題については、近年の少子化により、義務教育段階の児童生徒数は年々減少しておりますが、発達障がいについて広く認知されるようになったことや、保護者の特別支援教育に対する

理解の高まりなどから、学習や生活上で困り感を持ち、何らかの特別な教育的支援を受けている児童生徒の数は、全国的に増加しており、北海道や本市においても同様の傾向となっております。また、課題については特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援体制は、制度の改正などにより、段階的に充実してきておりますが、一人一人のニーズに的確に応える教育内容及び指導・支援体制のさらなる充実を行うことや、広域な北海道においては、可能な限り身近な場所で専門性の高い教育が受けられるような地域の実情に応じた教育環境の整備等が課題として挙げられております。教育委員会といたしましては、それらの解消のために、各学校に特別支援教育支援員を配置し、支援体制の充実を図るとともに、中央小学校に市内小学生を対象とした通級指導教室(ことばの教室)を設置しており、言語に障がいがある児童だけではなく、コミュニケーションなど、話すこと聞くことに困り感のある児童も対象として、個々の課題に合った支援を行っているところであります。

次に、通級指導教室の果たす役割につきましては、通級指導教室では通常の学級に在籍し、学級での学習におおむね参加できるが、学習や生活上で困り感を持つ児童生徒を対象に、個々の障がい・特性に合わせて、別教室で最適な指導を行うことが可能になっております。指導形態として、週に数時間程度、通常の授業の一部を特別な指導に代えたり、通常の授業にプラスして特別な指導を行ったりすることができることから、一人一人の困り感の改善を図ることができると考えておりま

す。また、障がいを持っていたり、学習や生活上の一部で困り感を持っていたりする児童生徒の自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援を行う上で、「多様な学びの場」の充実は欠かせず、通級指導教室が果たす役割も大きくなっていることから、教育委員会といたしましては、新たな種別の通級指導教室設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●11番川上美樹議員 大綱2点目の教育行政につきましては、教育長から取り組むというお言葉をいただきましたので、是非、期待して wait したいと思っております。

伺いたい点は、防災行政について、1点伺いをいたします。緊急時には、市内4か所に設置したスピーカーからサイレンや放送を聞くことができるということですので、サイレンが鳴れば何かあったと多くの市民がまず気付けるという点では非常に有効だと感じます。また費用の面でも、以前、FM放送局での開設では、当初13億円程度の試算がされておりましたが、この度は費用面におきましても、7,500万円程度であることや、サイレン、放送が届かない場所には、放送の内容を受け取るための受信機を100個程度をお考えになっているという点などを考えますと、先ほどの同僚議員からの答弁にもあったように、スマートフォンがこれだけ普及しているということを考えると、この受信機の1万世帯の全戸配布というのは、私は必要はないと感じますので、この度の防災行政に関しては、本当によく職員の皆さんと考えていただけないだけだものだと思っております。

そこで、情報伝達の手段の一つとして、こ

の防災無線、それに加えて様々な方法をミックスして、やはり備えておくべきかと思えます。このデジタルだけではなく、今までどおりの町内会への電話連絡も、こういったアナログ的な従来の方法についても、引き続き準備していかなければならないと思いますが、これらのことについて、再度、市長のお考えを伺います。

●市長桜井恒君 戸別受信機の整備についてありますが、総務省の令和5年通信利用動向調査結果によりますと、世帯の主な情報通信機器の保有状況につきましては、スマートフォンの割合が90%を超え、増加傾向にあると発表されています。本市においても、特に若年層のスマートフォンの保有率は高いものと考えておりますことから、若年層に向けては、登録制メールや緊急速報メールなどを積極的に活用していただき、高齢者世帯や障がい者世帯、災害危険区域内にお住まいの方など、インターネットやデジタル機器の操作に慣れていない方々を対象に戸別受信機の整備を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、住民への災害情報等を確実に伝達するため、災害情報伝達手段の多重化を進めていくことが重要であると考えておりますことから、一つの手段に頼ることなく、防災アプリやSNSなど複数の災害情報伝達手段を組み合わせ、よりきめ細やかに情報を効率的に伝達する手段を整備することで、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員(登壇) 令和7年第1回定例会において、大綱1点、内部通報制度につ

いて、市長にお伺いいたします。

昨年3月、関西圏の自治体において、職員が一部の報道機関などに告発文を送付し、同年4月には自治体の公益通報制度を利用し、その告発文と同内容の通報をいたしました。しかし、通報を受けた自治体は、告発を公益通報として取り扱わず、文書を把握した直後から、告発者の特定に動き、同年5月には、職員の公用パソコンから告発文のデータが見つかったことから、文書は核心的な部分が真実でないとして、職員を懲戒処分いたしました。その後、その自治体については、市長の不信任決議による、市長選挙や議会の百条委員会の協議等については、新聞報道等でご承知のことと思います。そして、3月3日の百条委員会では、告発文書にある疑惑7項目のうち5項目について、一定の事実が確認されたと認定する方向だとの報道もされ、2日後の5日には、この百条委員会の報告書は、告発文書を公益通報と取り扱わずに告発者を特定し、処分するなどした対応について、公益通報者保護法違反の可能性が高いと指摘し、議会に提出され、採択されました。一方、自治体の市長は、違法性等についての判断は司法の場になるとの主張を繰り返すものでありました。この件につきましては、良し悪しについてはこの場でお聞きするものではございません。では、この内部公益通報制度とは、地方公共団体におけるその意義については、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン、以下「ガイドライン」と言います。これは消費者庁で発行されておりますが、これによれば、地方公共団体が職員等からの通報に対応する仕組みを整備し、その仕

組みを適正に運用することにより、内部監査機能の強化、これは不祥事の防止及び組織の自浄作用の向上に寄与することにより、地方公共団体の法令遵守の確保につながる。そして、これら通報を積極的に活用したリスク管理等を通じ、地方公共団体が適切な行政事務を遂行していくことが住民の信頼の確保、並びに地域住民の生活安定及び社会経済の健全な発展に資するものであると定義付けております。そこで、これらのことを踏まえまして、本市における通報制度について、市長にお伺いするもので、大きく四つの項目をお伺いいたします。

まず1項目目は、内部通報制度に適切に対応するための体制整備についてであります。公益通報者保護法では、常時使用する労働者の数が300人を超える事業所には、この体制整備を義務付けており、300人以下の事業所については努力義務としております。そして、その体制の中でも、公益通報対応業務の従事者について。通報窓口の設定について。そして、通報者の保護体制、不利益な取扱いの禁止と情報漏えい防止であります。これらは、どのようになっているかをお伺いいたします。

次に2項目目、内部規定(条例を含む)についてであります。これもガイドラインには、公益通報者保護法、公益通報者保護法に関わる指針、そして、このガイドラインにおいて求められる事項について、内部規定等を作成し、またその規定の定めに従って運用するとありますことから、この内部規程等の整備、運用状況についてお伺いいたします。

3項目目は、内部通報制度の実績と課題についてであります。公益通報者保護法自体は平

成16年に制定され、そして令和2年改正後の令和4年6月1日に施行されておりますが、本市において、通報の実績とそれに対する課題についてお伺いいたします。

最後の4項目目は、内部通報制度はどうあるべきかであります。質問の冒頭でも述べました、自治体での告発文書の取扱いを鑑みて、市長のお考え、思うところをお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 内部通報制度の体制整備についてであります。初めに、内部通報対応業務の従事者につきましては、総務課に所属する職員のうちから副市長に指名された、総務課総務係長及び総務課職員係長の2人の通報相談員を設置し、通報者からの相談を受け付けることとしております。また、通報窓口の設定につきましては、総務部総務課に通報受付窓口を設置し、通報者からの通報を受け付けることとしています。

次に、通報者の保護体制につきましては、通報者が通報したことを理由として、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならないとし、不利益な取扱いを受けた、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じるものとしております。

次に、内部規程についてであります。初めに、内部通報制度の導入につきましては、国の「公益通報者保護法」に基づき、市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報を適切に処理することを目的として、平成20年に「美唄市内部通報の処理に関する要綱」を制定し、総務部総務課内に通報受付窓口を設置したところであります。この通報

受付窓口は、市職員のほか、市から業務を受託した事業所の方及び市が指定した指定管理者の方が、市職員の職務上についての法令に違反する事実を知り得たとき、通報や相談を受けるもので、通報は原則として実名で受けることとしておりますが、通報した職員等の秘密は保持され保護されるほか、通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはないこととしております。

次に、通報処理に当たっての運用の手順としましては、市職員等は、事務事業を行う中で、法令違反行為を見かけたときは通報相談員に通報し、通報を受けた通報相談員は事実内容を確認して、副市長を委員長とする通報調査委員会に報告し、通報に関する秘密が保持されるよう十分に配慮しながら、調査を行うこととしております。また、調査の結果により、法令違反等が明らかになった場合は、原因の究明と再発防止策の提言を任命権者である市長に行うこととしております。

次に、内部通報制度の実績と課題についてありますが、内部通報に関する相談は、総務部総務課内に設置した通報受付窓口で受け付けるほか、地方公務員法第8条の規定により、公平委員会にも相談ができることとなっておりますが、これまで要綱に基づく内部通報の実績はないところであります。しかしながら、職員からは要綱には基づかない職場環境に関わる相談や人事組織に関わる相談、休暇などの服務に関わる相談、ハラスメントに関わる相談など、普段から相当数の相談を受けており、内容に応じて必要な対応をしているところであります。こうしたことなどから、内部通報制度を機能させて、不当かつ不正な事務

を未然に防止していくためにも、職員等に対し、通報受付窓口の周知を図る必要があるものと考えているところであります。

次に、内部通報制度の在り方についてありますが、内部通報制度の認識につきましては、市民との信頼性の確保や職員の意識改革、適正な行政サービスの確保のため、不正・不当な行政事務を防止する目的として、内部通報制度を機能させることは重要であると考えているところであります。また、職員一人一人が業務に関わる法令、その他の規範を理解し、遵守して適正に業務を執行するなど、基本的な認識をしっかりと共有することで、職員にとっても安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現するほか、業務が効率的かつ効果的に達成されることにより、市民から信頼される市政の実現につながるものと認識しているところであります。いずれにいたしましても、内部通報制度による通報は、正当な行為として、不利益な取扱いを受けることのないようにすべきものであり、組織内の法令違反等の行為を未然に防ぐ環境を整えることは、必要なものと考えているところでございます。

●8番齋藤久美夫議員 本市における内部通報制度の体制の現状と、市長の、この制度は不利益な取扱いを排除し、法令違反等の行為を未然に防ぐには必要なものであるとのお答えをお伺いできました。先ほど、この公益通報者保護法は平成16年に制定され、令和4年6月に施行と申しました。併せて、令和3年に公益通報者保護法に基づく指針、さらにガイドラインも平成29年7月に作成されましたが、公益通報者保護法の一部改正に伴い、令和4年6月に修正されております。特に元となる公益

通報者保護法の改正には、ポイントは六つありましたが、全てについてお伺いするには至りませんでした。先ほどの事例も踏まえて、特に内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等について、いくつかお伺いいたしました。政府広報では、内部通報制度を導入しても従業員の通報がなかった。従業員が通報窓口の存在を知らなかったなど、制度が形骸化しているケースが多く見られるとありました。本市においては、通報の実績等については、答弁では「内部通報と捉えられないまでも、職場環境や人事相談、ハラスメント等の各種の相談を相当数受けている」ということでありました。また、消費者庁の公益通報者保護法の概要説明には、上司に報告することも内部通報となるとの見解も示されておりましたので、この制度は形骸化してないということを確認することができました。しかし、私がこの制度において、そして自治体の事例を見ますに、通報者は自治体の公益通報制度を利用して、告発文を通報したが、通報を受けた自治体側が告発を公益通報として取り扱わず、通報者を特定し、懲戒処分としたとの新聞報道等がありましたことを先に述べましたが、私はこの点に注視するところであります。公益通報の定義には、公益通報は不正の目的ではなくという要件があり、この不正の目的については、公益通報者保護法上の表現では、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他不正の目的とされております。しかしながら、この不正目的かどうかの認定は、通報者の感情等も含んだものもあるだろうし、難しい場面もあります。しかし、一見して不正目的であると判断でき

る場合を除き、原則として、不正目的として門前払いしないこと。さらに、先の事例のように個人告発として取り扱われないよう、そのような判断においては、当事者、これは事業者になりますが、当事者が判断するのではなく、外部の第三者、弁護士等の客観的な意見を求めることも必要ではないかと思うところであります。ガイドラインには、通報窓口の設置について、地方公共団体内部の内部公益通報受付も窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した内部公益通報窓口を設けるよう努めるとも明示しております。さらに、職員等から寄せられる内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱い、その他の通報に関する質問、相談に応じる窓口を設置し、対応することも明記されております。後者のその他の通報等については、先ほど市長の答弁にもありましたが、相当数の相談の実績があるようであります。しかしながら、やはり公益通報となると、通報の要件を満たしているか、個人の特定はされないか等々の迷いや不安、ちゅうちょが生じることは当然であり、本市も通報は原則実名ですることになっているのであれば、大変な勇気や確たる決意を保持し続けなければならない、結局通報しないということになれば、事業所として、経営・運営上のリスク管理の低下や大きな損失になることは必須であります。

そこで市長にお伺いすることは、通報窓口として、現行の窓口以外に第三者的な窓口の増設又は開設について、十分検討すべきことではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いします。併せて、これは指針やガイドラインにはありませんが、通報の調査において

も、公益通報対応業務の従事者に、通報の内容にもよりますが、第三者、これも弁護士等を調査員若しくは調査相談員等として配置することも検討すべきではないかと思いますが、以上2点、市長にお伺いいたします。

●市長桜井恒君 弁護士の配置についてありますが、近年、行政課題の解決に向けては、専門性が求められることが多いことなどから、予防的に法的リスクを回避することを目的に、令和3年度から弁護士と顧問弁護士契約を締結しており、市の事務事業に関わる相談を中心に、相談を受けたい職員が顧問弁護士に直接相談をすることができる体制として、令和4年度で27件、令和5年度で19件の相談実績があるところであります。このことから、現在、顧問弁護士契約の範囲内において、通報者の保護や通報による調査など、内部通報制度に関わる対応が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時15分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時15分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和7年第1回定例会一般質問におきまして、大綱2点につきまして、市長並びに教育長にお伺いをさせていただきます。

最初に、A I デマンドバスの実証実験につ

いてということで、提出をさせていただいておりますが、ご承知のとおり金曜日にも2人の同僚議員、それから本日も私と私の後の同僚議員の4人がA I デマンドバスについての質問になってございまして、これ以上重複を避けない質問を見つけるのが難しいという状況になってございしますが、とりあえずもともと昨年の9月から12月までの3か月と私は思っておったのですけれども、もう既に半年になろうとする3月でございします。その間、まだまだデータの足りないものがあって、実証実験というのを続けてらっしゃるのだろーと考えておりましたら、どうも聞くところによると、市の大きな計画の中で、今回は地域公共交通計画の調査検討期間をおおむね3年と定めているので3年やるんだというお話を賜ったところでございしますが、まず、重複ではありますけれども、このやや半年で得られたデータ、主だったところを教えていただきたいと思うところでございします。そこに関連して、新たに疑問が出れば質問をさせていただきたいと思います。

それから2点目、教育長への質問でございますけれども、いよいよ昨年の選挙で比較第一党ではございますが、自民党が破れまして、ちょっと国会の様子が変わって、いろんな要求をのんでしまうという状況になっておりますけれども、そんな中で、とうとう学校給食への国費の投入、私も昨年来、何遍かこの場所でも質問をさせていただいております。それに対する当市の対処の方法、姿勢ということについて問いかけをさせていただいておりましたけれども、一応小学校に限った話ではありますけれども、次年度、令和8年度から

小学校に対して、給食費につきまして、保護者に代わって、国がその分を負担するんだという施策が実行されるということがほぼほぼ間違いのないところになってございます。それについて質問をさせていただいて、当市においては、3年目になりますか、無償化ということが既に実施をされておりますので、その上に立って今回の国費の投入ということは、具体的な基準は随分中央へ行って直接聞いておりますけれども、まだ具体的な数字、あるいは方法といったものは出てきておりませんので、それを待ってからという慎重なお答えになろうかとは思いますが、けれども、基本的な考え方として、どのように一步先んじて無償化を実施している、1,800になろうかという全国の市町村の中で、既に400を超える自治体が無償化をしている。大きいところから小さいところまでです。令和7年度に至りましては、京都府が国費投入を前提として、一斉に無償化をしますということで、400億の予算になっておりまして、もう既に先取りをした形が出ております。それが400の自治体の中の一つの大きな例です。東京都も先んじて、どんどん無償化をやっております。今は授業料がむしろマスコミを賑わしておりますが、給食費については、そういう状況でございます。それについて、先行自治体としてどのように国費の投入を受け止めるのかということについて、改めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

●市長桜井恒君(登壇) AI デマンドバス

「のるーと美唄」の実証運行についてであります。初めに、実証運行期間につきましては、地域公共交通計画において、調査・検討

期間をおおむね3年間と設定していることから、令和8年度までを予定しているところであります。

次に、実証運行後の結果につきましては、市街地の効率的な公共交通体系の実現を目標としており、具体的には現在路線が重複している市民バス東線、南美唄線の再編を目指しているところであります。

次に、現時点での成果につきましては、昨年12月に利用者アンケートを実施したところ、「のるーと美唄」の運行により、スーパー、公共施設、温泉等への外出回数や医療機関の受診回数が増えたとの回答が多く、一定の効果があつたものと考えております。

●教育長石塚信彦君(登壇) 学校給食への国費投入の対応についてであります。令和7年度につきましては、物価高騰及び学校給食の充実に対応するため、学校給食費1食当たりの単価に、令和6年度よりも10円増額し、小学校で349円、中学校で402円の限られた予算の中で、栄養教諭や調理員の工夫と、委託業者や地元農家の皆さんなどの協力によって、給食を提供してまいります。また、本市の学校給食は、子どもたちのみならず、教職員からも「おいしい」と評価されており、今後も、美唄産の食材や特産物を積極的に学校給食に取り入れ、安全でおいしい給食を提供していきたいと考えております。今後も食材の高騰が予想されますが、おいしい給食の提供は、本市の人口増につながる重要な施策であり、さらに質を高めるためにも、国からの財源措置が決まりましたら、市長部局と十分協議してまいります。

●2番伊原潤司議員 まず、デマンドバスに

ついてでございますが、そもそも当初、実証実験を3か月ということで始まったわけですが、その後さらなるデータ蓄積のため、延長となり、ただいまのお話ではおおむね3年ということを伺ったところでございますが、3年間、実証実験であれば、あるいは実証運行であれば、国の補助金が付くんだよというようなことを教えてくださった方もおいででございます。人口減少に歯止めがかからない当市におきましては、3年後は、高齢化の伸長と利用者となる市民の総数が減ることは明確でございますので、補助金はあるに越したことはないので確認をさせていただきたいと思うところです。また、現在、当市においては、市民の足となるいわゆる公共交通は、美唄市においては、青ナンバーの路線バス、白ナンバーの市民バス、貸走の民間タクシーが3社、同じく3社によります乗合バス、そしてA I デマンドバス「のるーと美唄」の5系統が運行されていると認識をいたしておりますけれども、ご答弁にあった路線が重複しているという点は、市内どこでも走り回るタクシーは全て重複しているわけでありまして、市民バス東線と南美唄線のための再編では目先の微調整に他ならず、根本的な意味では民間に運行を委託する現システムにおいては、最後の一人の利用者が存在する限り現体制を維持し、それを市民サービスと呼ぶならば、さらに大胆な決断による施策を打たなければ維持することは不可能だろうと考えております。例えば南美唄線におけるB社の営業実績は、最終赤字額で申し上げますと、平成28年10月から29年9月の1年間で、最終赤字で965万円、1,000円以下は切り捨てます。美唄市の補助

額が493万円補助していただいて、実質の最終赤字は412万円ということでございました。これを年度ごとにとりあえずお知らせをいたしますと、翌年は461万円の補助金をいただいて、378万円の最終赤字、翌年は517万円の補助金をいただいて、783万円の最終赤字、その翌年は481万円の補助金をいただいて、761万円の最終赤字、翌年520万円の補助金をいただいて892万円の最終赤字、昨年度は、表面上の赤字額は1,855万円、そこに645万円の補助金をいただいて、1,209万円の実質最終赤字ということになってございまして、今申し上げただけで、累積赤字は5,000万円にも達しようかとなってございます。この利用者の推移からも、回復はなかなか見通すことは難しく、南美唄線の廃止というお話がございましたが、路線廃止は、当然示したとおり、過去6年間で赤字は950万円の増加に対して、補助金は150万円弱の増加にとどまり、一民間事業者への美唄市の「優越的地位の乱用」とも言える改善措置の放置であると私も一民間事業者として思わずにはおれないところでございます。これが撤退や廃業などにつながれば、地元の雇用先の損失にもつながる、負の波及効果につながります。B社においては現在、雇用する従業員は、140人ほどになってございまして、家族も含めましたら、美唄に居住する人数はおよそ500人前後になるということでございます。行政のあらゆる施策は、否応なく抱える人口がさらに将来的に1万人減ることを前提とした行政面積の縮小ということを常に念頭に置かなければ、早晚窮屈なものになり、立ち行かなくなることは明白でありますから、役割を担う地元民間企

業に負荷が偏ることが無い目配りに配慮することについて所感をお尋ねしたいと思うところであります。

これも極めてホットな情報でございますが、美唄は現在タクシー3社が営業運転をなさっておられますが、そのうちの1社の昭和ハイヤーさんが3月いっぱいをもって美唄から全部事業を辞めて出ていかれます。同じく互信グループさん、非常に大きなタクシー会社、札幌に本社がございますが、実は空知では、滝川と夕張にも事業所がございますが、辞めるのは美唄だけだとおっしゃっておられます。これもどなたの言葉とはあえて申し上げませんが、やはり美唄は要するに行政の支えがいささか手薄だということも具体的におっしゃられていたと漏れ伝え聞いてございます。美唄は本当に待ったなしのシュリンクする状況でございますので、そんな中で美唄で生まれ、美唄で大きくなり、炭鉱の全盛期を経ながら、どんどん10万人から人口が減っていく状況の中で、いわゆる民間事業者としての商売の土壌というのは極めて脆弱なものになっています。そんな時に、いわゆる公共での仕事の一翼を担う事業者について、今少しお目配りをいただけないかという質問でございます。

それから2点目、学校給食についての質問をさせていただきますが、次年度、令和8年度の4月から給食に対する国費の投入が実施されるところでございます。先ほど教育長より、美唄市の本年度も一人当たりの給食費が小学校全体で10円増やしていただけたということについて、大変ありがたいことだと。無償化になってから、年間でおおよそ100円に近い、一人当たりの給食費の値上げをしてい

ただいているということについては、全国的にもほぼ例を見ないような状況でございます。感謝を申し上げるところでございます。小学校でおおよそ350円、中学校では400円にのっているというのは、恐らく全国的にもそんなにたくさん例があるわけではないと考えております。先ほど教育長の答弁にもございましたとおり「おいしい」と評価されているということでございましたが、今行政には、おいしい給食検討委員会という委員会がございます。そんな中で「おいしい」というものの把握の仕方、一体何を目指したらいいのだろうかということについては、そこに参加する委員の中でも、やはりまだ余りに抽象的で、あるいは人それぞれに感覚が違うものがございますので、なかなか議論が煮詰まらない、進まない、具体像を結ばないということがあるのは事実でございますが、私の中で「おいしい」というのは恐らく、簡単に申し上げて、子どもたちが喜んで食べて、食べ残しが出ない、これが子どもたちにとって「おいしい」のだろう、結果として思うところでございます。そういう意味で、単純に国費が導入されて、美唄市の350円と400円、このレベルが全国一斉に出るとは到底思えません。したがって、ここまでせっかく築き上げてきたものを維持するためにも、やはり一部、行政からのお手伝いが必要になるかと思うことと、それから、これまで年間7,000万円とか8,000万円という予算を組んでいただいて、実施してきた無償化でございますが、これを全く国費が肩代わりしてくれるからといって、全部引いてしまうのでは、あるいは同額だったとしても、それは本来保護者が負担すべき

ものを行政が税金で賄ってくれたという意味合いでしかなくて、子どもたちの目の前に出てくる毎日のメニューは、予算の範囲内でとどまるということには変わりはないわけでありです。これだけ野菜が高くなる、食材を含めて全てが高くなる、人件費は高騰するという中で、同じでは、要するに現状維持というのも不可能だという状況になってございますので、どうか一つ、国からどの程度の投入がなされるのかというのはまだ分かりませんが、そこに付け加えていただく部分として、これまでせっかく確保していただいた予算の中から全部浮いたではなくて、例えば3分の1でも、半分でも、その上に乗せていただくことによって、あっという間に質・量ともに日本一の給食が実現できるものと考えております。いろんなところで申し上げておりますが、現在去年の4月から赴任された学校給食センターにお勤めの栄養士さんは、全国の栄養士さん見ていますけど、誠に異彩を放つ立派な栄養士さんで、本当にとんでもない財産が美唄に来てくれたなと考えております。センター長もものすごく前向きで一生懸命です。この機にたまたまこういう施策が重なるということもあって、どうか一つ、具体的なことをおっしゃられないだろうとは思いますが、昨年来よりお話を申し上げている美唄市を日本一の学校給食のまちにするんだという志に沿うご答弁をいただければありがたいと考えます。

●市長桜井恒君　ご質問にお答えする前に1点訂正させていただきます。

まず、公共交通について、南美唄線を廃止するというご発言ございましたけれども、そ

のような答弁をしたことはございませんので、その点、訂正をさせていただき、伊原議員の認識につきましても、改めていただければと思います。

その上で、この後、再質問に対してのご回答申し上げますので、新たな認識を持ってくれるかと思えます。

国からの補助金についてであります。現在、国土交通省などに対し、本市の事例に該当するような補助制度の有無について、現在確認しているところであります。

次に、民間路線であります南美唄線を含めた市内公共交通体制につきましては、地域公共交通活性化協議会における協議や各運行事業者との意見交換を図りながら、効率的な運行体制の実現を目指してまいります。

●教育長石塚信彦君　学校給食の方向性についてであります。本市の給食は、評価も高く、他の自治体に負けない「おいしい給食」であると自負しております。これは、主食である美唄産のお米と地元農家の採れたて野菜を数多く使用した献立であるとともに、手作りにこだわった様々な方々の努力や思いの詰まった給食です。この度の国の小学校からの給食費の無償化に伴う財源措置については、国での協議が本格されるものと考えておりますが、財源措置に関わらず、子どもたちに「おいしい給食」を提供したい思いは変わるものではなく、現状に満足せず、美唄の学校給食は全国に誇れるよう高みを目指して取り組んでいきたいと考えております。

●2 番伊原潤司議員　_____

●議長谷村知重君 議事整理のため、議会運営委員会を開会いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この場合、伊原議員から発言を求められておりますので、これを許します。

●2 番伊原潤司議員 本定例会における私の一般質問での再々質問について、美唄市議会会議規則第 65 条の規定に基づき、取消しをしていただきたいと思いますので、議長においてお取り計らいをお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま伊原議員から申し出のありました発言の取消しについて、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

一般質問を続けます。

次に移ります。

12 番楠徹也議員。

●12 番楠徹也議員 令和 7 年第 1 回定例会において、大綱 2 点、市長に伺います。

大綱の 1 点目は、交通行政について伺います。今回の一般質問で、他にも「のるーと美唄」について質問がありましたが、若干視点が違いますので質問させていただきます。

1 点目は、令和 6 年第 4 回定例会でも質問しましたが、A I デマンドバス「のるーと美唄」について、市民バスのように決まった時刻やルートではなく、乗りたい時間や予定に合わせて利用ができ、効率的に運行するので、待ち時間や乗車時間が比較的少なく、利便性向上のための実証運行が令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっておりますが、今現在で実証運行により、どのような成果や課題があるのかを伺います。

2 点目の質問です。現在の実証運行では、運行エリアが美唄市街地、東明、国道 12 号線沿いの市街地から茶志内などでありますが、茶志内地区などの 12 号線沿いから離れた地域に住み、公共交通機関の利用が欠かせない高齢者の方にとっては、12 号線まで歩くのも困難だとの話を聞いております。そのため運行エリア拡充など、今後の計画について伺います。

次に、大綱の 2 点目、福祉行政について、市長に伺います。

一つ目は、建替え等基本構想策定市民検討委員会の結果についてですが、美唄市恵風

園・恵祥園建替え等基本構想市民検討委員会による提言書については、各委員から出された様々な意見を集約したもので、7 つの項目で構成されていると承知しております。改めて提言がどのようなものだったのかを伺います。

2 点目は、建替え等基本構想への提言に対する市長の考えについてですが、今回の提言書の内容を受けての市長の考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) A I デマンドバス

「のるーと美唄」についてであります。初めに、実証期間中の成果につきましては、昨年 12 月に、「のるーと美唄」についてアンケート調査を実施したところ、「のるーと美唄」の運行により、スーパー、公共施設、温泉等への外出回数や医療機関の受診回数が増えたとの回答が多く、一定の効果があったものと考えております。また、実証期間中の課題につきましては、利用者から「運行の継続要望」や「乗りたい時間に利用できて便利である」等のほか、「のるーと美唄」についての市民周知が不十分」「停留所の場所が分かりにくい」「停留所を増やしてほしい」などの意見が寄せられているところであり、本格運行に向けた課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

次に、運行エリア拡充の計画につきましては、市民の皆様からエリア拡充の要望が寄せられているところではありますが、運行車両台数の見直し等も必要なことから、美唄市地域公共交通活性化協議会において協議を進めてまいります。

次に、恵風園・恵祥園の存続についてであ

りますが、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会は、市民参加による高齢者福祉の推進及び施設の在り方を検討するため、公募委員のほか有識者や地域の福祉関係者ら5人の委員に参加していただきました。令和6年7月2日の発足以来、近隣類似施設の視察をはじめ、基本構想の策定に向けて、延べ5回の会議で議論を深めていただき、本年1月15日、同委員会より市長に対し提言書が提出されたところであります。提言書の策定に当たっては、施設の今後の在り方の検討と併せ、この先の超高齢社会を見据え、ふるさと美唄において安心して住み続けられる福祉環境とはどのようなものなのか、さらには、住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく、いきいきと生活することができる施設の在り方や必要な介護サービスなど、幅広く検討いただき、7つの項目にまとめていただきました。提言1は「計画策定にあたって」、提言2は「建替えの必要性について」、提言3は「新たな施設づくりに向けて配慮すべき事項について」、提言4は「建替え後の定員について」、提言5は「介護人材の確保について」、提言6は「建替えエリアについて」、提言7は「整備機能・施設規模について」となっているところであります。提言書の内容につきましては、急速に高齢化が進む本市の将来を見据えた貴重なご意見をいただいたものと受け止めており、基本構想に最大限反映させてまいりたいと考えております。

●12 番楠徹也議員 1点目は、交通行政についてです。これまでお聞きしたことを踏まえ、改めて再質問させていただきます。

A I デマンドバス「のるーと美唄」の実証

運行期間中の令和6年10月27日には「衆議院議員総選挙」がありました。投票日当日には、A I デマンドバスの無償化を行いました。令和7年7月には「参議院議員通常選挙」、今後も様々な選挙が行われます。そこで、投票日当日に加え、期日前投票期間においても無償化による「投票しやすい環境」を確保することが、今まで「のるーと美唄」に乗る機会がなかった市民への普及啓発の一つになるものではないかと考えます。普及啓発になることについての市長の意向をお伺いいたします。

次に2点目は、福祉行政についてですが、恵風園・恵祥園が建替えとなった場合の建設場所や時期など、今現在、基本構想策定中で具体的な案を述べるのは難しいと思いますが、今後の恵風園・恵祥園の在り方について、どのような取組を行っていくのか、市長に考えを伺います。

●市長桜井恒君 デマンドバス「無償化」運行の意向についてであります。本年7月投票予定の参議院議員通常選挙につきましては、投票日当日に加え、期日前投票の期間中につきましても、「のるーと美唄」の無償化を検討してまいります。

次に、今後の恵風園・恵祥園の在り方についてであります。美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想を踏まえつつ、高齢者人口の減少に伴う、長期的な介護ニーズの見通しや行政の役割を明らかにした上で民間活力の導入なども含めた検討が必要と考えます。そのため、令和7年度においては、将来を見据えた高齢者福祉の推進及び施設の在り方について、専門的な知識や経験を持つアドバイザー

の活用により、さらに検討を進めるとともに、庁内での議論を深め民間事業者との協議・情報交換を図りながら、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7 番本郷幸治議員。

●7 番本郷幸治議員 令和 7 年第 1 回市議会定例会に当たり、大綱 3 点、市長にお伺いします。

初めに、大綱の 1 点目は、市政執行方針について。

令和 7 年度の市政執行方針で、基本方針、主要施策については、おおむね理解ができました。しかしながら、「むすび」においての市長のまちづくりに対する思いの一端について述べられている箇所、何か所か理解ができない部分がありますので、ここでお伺いします。まず質問に入る前に前置きします。私の見解はオーストラリアの経営学者であるピーター・ドラッカー氏の著書「ネクスト・ソサイエティ」を参考にしております。この著書の中で、これからの企業や組織は、ミッション、ビジョン、バリューを定め、組織全体で明確な存在意義や、価値観を共有できている状態が望ましいと述べております。また、ピーター・ドラッカー氏の思想は、欧米だけではなく、日本の企業人や経営学者らに多大な影響を与え、2005 年にドラッカー学会が設立されております。

それでは質問に入ります。「むすび」のところで述べられた箇所について、一つ目として、市長は「そもそもミッションとは何か。それは、何を成し遂げられるのか、英語で言えば What です。」と述べておりますが、私の見

解ではミッションはビジネスや組織でよく使われる言葉です。組織における「ミッション」は、組織が社会において果たすべき「使命」や「任務」のことを指します。英語で言えば Why です。そこで、地方自治体においては、地方自治法の第 1 条第 2 項に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と明記されております。この条文は、地方自治体の基本であり、使命であると思います。ですから「ミッション」は、「住民の福祉の増進を図る」ことを使命とするとの解釈が適切ではないでしょうか。

その二つ目として、市長は同じ「むすび」で「それではビジョンとは何なのか。それは英語で言えば Where、どんな状態を理想として目指すのかを表す言葉です。」と述べられておりますが、私の見解では、ビジョンとは何か、それは行政が今何を目指すべき理想とするのか、英語で言えば What です。それは市長が述べられている「未来に持続可能なまちづくり」を行うことです。以上が私の見解ですが、改めて市長の見解をお伺いします。

大綱の 2 点目は、市民との協働のまちづくりについて、旧美唄工業高校跡地の利活用について。

旧美唄工業高校跡地については、市街地西側のほぼ中心部に位置する 4 万 6,000 平米以上の広大な土地であることから、その土地利用に関しては行政としても慎重に議論を重ね、検討されたものとして高く評価したいと思います。特に昨年度においては、安易に設計コ

ンサルタントに委託するのではなく、市民検討委員会を設置した上で、北海道大学に基本構想の策定を依頼するなど、新たな視点を持って進めてきたことを、これまでの議会議論の中から私自身も十分にその取組内容に関して評価し、理解してきたところであります。旧美唄工業高校跡地の活用については、市民意見も大変重要な要素となるものの、市民意見を踏まえた庁内の調整も大変重要かと考えるところであります。本市も既に、人口減少や少子高齢化が進展する中で、少なからずこうした課題解決に向けた視点での重要な事業であると認識しております。以下、何点か具体的にお伺いします。

その一つ目として、今年度における庁内調整の方法について、次に、そこでの協議内容と、さらにはどのような結論に至ったのかを伺います。

二つ目として、庁内調整の結論と令和5年度に策定した市民検討委員会を柱とする、基本構想との相違点はいかなるものとなったのかを伺います。

次に三つ目として、そもそもまちづくりというのは、かつてのような行政が独自に決めて進めるものではなく、「まちづくり基本条例」で示しているとおり、市民との協働のものでなければなりません。しかしながら、その一方において、まちづくりにおいて行政が関わっていくその役割は、やはり大変重要な取組でもあります。故に本市が進めるまちづくりにおいては、市民意見を尊重した行政的な判断が極めて重要になると思います。このことを踏まえて、庁内調整の中でまとめた内容と市民検討委員会を柱とする基本構想との

すり合わせ、調整及び市民委員会との相違点に関して、市民への理解をどのように図ってきたのかを伺います。

大綱の3点目は、環境行政について、宮島沼について。

初めに、宮島沼水鳥・湿地センターと国土交通省開発局岩見沢河川事務所との植生試験について今年の1月に植生試験をするための測量を実施したと聞き及んでおりますが、以下、何点か伺います。

一つに、植生試験の目的と工事の概要について。二つに、この事業の事業費とその財源はどのようになっているのか。三つ目に、事業に当たり、宮島沼周辺の地権者への説明はいつどの様にされて、理解を得たのかを伺います。

二つ目として、宮島沼の水質悪化について。私は、昨年12月定例会の一般質問で、水質について取り上げ、その経過と結果につきましては、昨年6月から9月に実施した水質検査の結果は「宮島沼からの排水が三日月第一集水路に流出することで、植物プランクトンを多く含む緑色の水が流れ込み、下流域の水におけるCOD及びT-N濃度を基準値よりも高くした。こうした水を水稻栽培のかんがい水として使用した場合、植物プランクトンを主体とした有機物やこれらに含まれる水稻の初期の生育不良や倒伏などを引き起こすことで、その収量を少なくさせる可能性が考えられた。」と結論付けております。その宮島沼の水質悪化を招いたのは、春と秋に飛来する多くの渡り鳥の排泄物が主な要因と思われます。しかしながら令和6年度最終版の「宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン」で

は、「宮島沼の水質の悪化と浅低下を招いている要因として、周辺農地から農業用水とともに流入する土砂や栄養分があげられます」との説明が記述されております。一体水質の悪化を招いた最大の要因は「渡り鳥の排泄物」なのか、それとも「農業用水」なのか、これは大変重要な問題であります。そこで仮に、マスタープランでの「周辺農地から農業用水が流入して宮島沼の水質悪化を招いた」のが原因であるとすれば、その具体的な根拠と理由を示してください。

三つ目として、去る2月18日に開催した「宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会」での令和7年度事業計画の主な内容について、協議会の構成員は、環境省北海道地方環境事務所、空知総合振興局保健環境部環境生活課、美唄市、宮島沼の会、宮島沼プロジェクトチーム、美唄観光物産協会の6団体と承知しておりますが、令和7年度計画について、どのような協議をしたのか、その主なものについて伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 「むすび」で述べた箇所の確認についてであります。市は現在、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に直面しており、地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めることが喫緊の課題となっています。こうした状況の中で、私が掲げるミッションは「持続可能なまちづくり」であり、「なに」をするのかという意味において「What」という単語で表現しました。これは単なるスローガンではなく、将来にわたって本市が発展し、全ての市民が安心して暮らし続ける社会を築いていくという、極めて重要な使命であると考えています。ま

た、ビジョンとして掲げた「皆がときめく未来を語るまち」については、「どこ」へ向かっていくのかという意味において「Where」という表現をしました。これは使命を果たすための「市民のありよう」であり、市民一人一人が我が事として、まちに暮らすことの安心や希望を話題に語り合う状態という将来の「あるべき姿」、「未来像」であると考えています。この考え方は、民間企業においても取り入れられている組織の方向性を明確にし、関係者と共有するための重要な指針PMVV(パーパス・ミッション・ビジョン・バリュー)という概念を基にしており、本市においても、まちづくりの方向性を示すために、この考え方を基にして、市民の皆様から負託された市長としての強い思いを込めて表現したものです。しかし、このミッション、ビジョンは行政だけで達成できるものではなく、市民の皆様、議員の皆様、市職員が一丸となって取り組んでいく必要があります。本市が抱える課題に真正面から向き合い、地域の未来を守り、より良い社会を次の世代へ引き継ぐために、まさに全市民で取り組んでいくことが不可欠です。今後も、市民の皆様の理解と共感を得ながら、私、そして市職員は、市民の先頭に立って、共に知恵を出し合い、着実なまちづくりの歩みを進めてまいりたいと考えております。

次に、庁内検討委員会における協議内容と結論についてであります。旧美唄工業高校跡地の活用につきましては、「美唄市公営住宅建替え等基本構想」に基づき、公営住宅に加え、新たに整備する公共施設等について、「美唄市旧美唄

工業高校跡地の利活用に関する庁内検討委員会」を設置して協議を進めてきたところであり、庁内検討委員会では、上位計画との関連性を意識しつつ、各部署での施策推進に向けた公共施設の課題の洗い出しや整理を行い、その上で、どのような施設を整備すべきかについて、幅広い意見を聴取しながら整備を進めるなど、これまで4回の会議を開催してきたところであり、また、市政アドバイザーとの意見交換なども適宜実施しながら、先月実施した第4回会議において、事務局が整理した公共施設再編案を示し、今後の基本計画における内部事項として、一定の合意形成を図ったところであり、

次に、基本構想との相違点についてありますが、現時点において、庁内検討委員会で最終的にまとめた公共施設再編案を基本計画にどのように盛り込んでいくのかについての結論は出ておりませんが、庁内検討委員会の議論においては、基本構想で掲げている基本理念や基本方針に基づき、世代間の交流を意識した施設の在り方や多世代がどのような目的でこのエリアに集い、賑わいを生むのかというイメージの具現化を軸に進めてきたところであり、今後におきましても、基本構想との整合性に留意しながら、庁内検討を進めてまいります。

次に、市民との合意形成についてですが、本年度においては、公営住宅に加え、新たに整備する公共施設等について、庁内検討委員会において議論を進め、最終的には一

定の公共施設再編案を取りまとめたところがあります。しかしながら、公共施設の再編に当たっては、施設ごとの個別課題に加え、整備手法や財源、スケジュールの検討など、庁内全体で議論を行う必要があり、現時点で、市民の皆様へ説明を行う段階には至っていないところがあります。施設の再編に当たっては、当然、施設を利用する市民や地域住民の方々、関係する団体の団体との合意形成を図ることがまちづくりを行っていく上で重要であると認識しておりますことから、このことを念頭に置き、庁内での議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、宮島沼についてであります。初めに、植生試験につきましては、事業主体であります国土交通省北海道開発局岩見沢河川事務所が、宮島沼湖岸のヨシ群落の表土を剥ぎ、石狩川河川敷地に試験的に移植したものであり、事業費につきましては、全額、事業主体が負担しているところがあります。

次に、試験目的につきましては、石狩川河川敷の河道掘削区域において、草原環境を創出してヤナギ等のかん木の繁茂を防ぐとともに、宮島沼においても、水質改善につながる沈水植物を再生するなどの効果が期待され、双方に優位性があると考えられることから、その適性について検討するものであります。

次に、植生試験を行うに至った経過、周辺住民への周知につきましては、昨年12月に岩見沢河川事務所から、本植生試験に係る打診があり、植生試験実施に当たっては、環境省の許可を得るとともに、大富連合会や地元農業者で構成する宮島沼プロジェクトチームと情報共有したところがあります。

次に、宮島沼の水質悪化の原因につきましては、宮島沼の富栄養化と考えており、その要因として、湖外から流入する栄養塩による「外部負荷」と湖内に堆積した栄養塩による「内部負荷」があり、外部負荷につきましては、沼に流入する農業用排水とマガン等の水鳥の糞尿によってもたらされますが、平成 29 年度から令和元年度に宮島沼周辺のほ場整備に伴い、農業用排水路の迂回化が図られたことから、農業用排水の影響は排除されたと考えているところです。また、内部負荷につきましては、沼底に堆積した底質によってもたらされていると考えられますので、現状では、内部負荷を減らすための底質のしゅんせつに加え、沼の自浄作用をもたらし沈水植物の再生が宮島沼の水質改善に必要なことと考えているところであります。

次に、令和 7 年 2 月 18 日に開催した「宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会」における令和 7 年度事業計画の主な内容につきましては、宮島沼における体験型プログラムや水質調査などの自然環境調査の実施及び「みやぶら」の次期ロードマップ策定などとしたところであります。

●7 番本郷幸治議員 大綱 2 点目の市民との協働のまちづくりについてであります。その三つ目、令和 5 年度に策定した基本構想の個別のエリアは、また別の機会に取り上げますが、全体の美唄工業高校跡地の活用に関して、今後どのように市民意見を大切にしながら計画を進めていくのか、お伺いします。

二つ目に、大綱 3 点目の宮島沼について。宮島沼の特に水質改善については、今日まで地元近隣の生産者のご協力をいただいて取り

組んできたと思いますが、ただいまの答弁では、沼の水質悪化を招いた大きな要因が春と秋に飛来する多くの水鳥の排泄物との答弁でしたが、そこで水鳥排泄物についての研究等は過去に行われたのか。また、市では、水鳥排泄物に係る課題に今後どのように対応していくのか、お伺いします。

●市長桜井恒君 旧美唄工業高校跡地の活用に関して、どのように市民意見を大切にしながら進めるのかであります。旧美唄工業高校跡地の活用に関する市民との合意形成につきまして、庁内議論を経て設置する市民検討委員会での協議のほか、移転対象 3 団地の入居者や当該跡地の周辺住民を対象とした説明会等を重ねることで、より多くの方々の意見を集約できるよう精一杯努めてまいります。

次に、宮島沼のマガンの排出物による影響についてであります。2016 年に論文が発表されており、マガン排泄物による研究内容は認識しているところであります。マガンの排泄物も宮島沼の水質悪化の要因であり、引き続き、地域の皆様と宮島沼に関する課題を共有しながら、宮島沼の保全再生や宮島沼を活用した地域づくりに取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦勞様でした。

午後 1 時 44 分 散会

